

利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成27年2月20日条例第46号

最終改正：令和元年7月23日

大阪広域環境施設組合条例の規定に定める延滞金、延滞損害金その他管理者が指定するこれらに類するものの額の計算につき条例及びこれに基づく規則の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。